

登録教習機関の変更について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	鹿児島刑務所 始良職業能力訓練センター
登録教習機関の住所	鹿児島県始良郡湧水町中津川 1 7 3 3
変更前の代表者の職氏名	始良職業能力訓練センター長 山内 博文
変更後の代表者の職氏名	始良職業能力訓練センター長 野元 陽一
変 更 年 月 日	令和 7 年 11 月 1 日
登 録 番 号	8-1、8-2、8-3

令和 7 年 11 月 14 日

鹿児島労働局長

